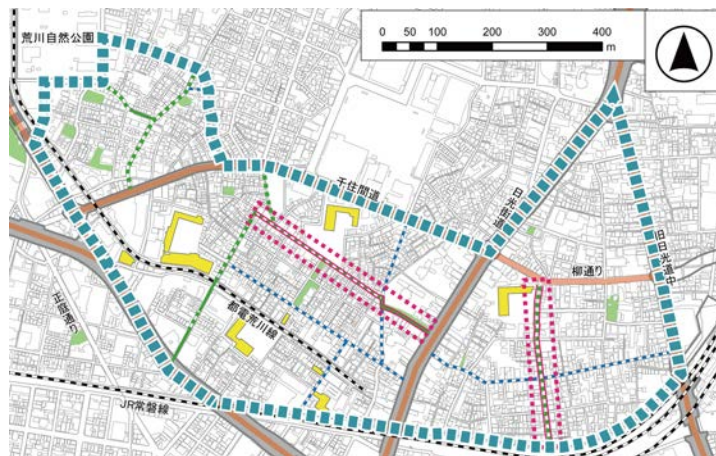


密集住宅市街地整備促進事業【密集事業】を開始しました！

密集事業とは、木造住宅が密集し防災上危険性の高い地域において、防災性の向上と良好な住環境の整備を促進し、災害に強いまちをつくることを目的とした事業です。

荒川一・南千住一・五丁目地区の範囲

	優先整備路線
	延焼遮断帯形成事業
	生活道路・区画道路
	公共施設
	公園・児童遊園 防災広場・防災スポット グリーンスポット



事業内容

●優先整備路線の整備

災害時の円滑な消防活動や避難を可能とするために、「優先整備路線」の幅員6mへの拡幅整備を目指しています。

●建替え支援

密集住宅市街地整備促進事業地区内にて、燃えにくい建物へ建て替える場合、建築費の一部を助成します。

●公園・防災スポット等の整備

ゆとりある住環境を生み、防災性を向上させるために、日常的な憩いの場、災害時には有効なオープンスペースとなる公園や防災スポット等を整備します。

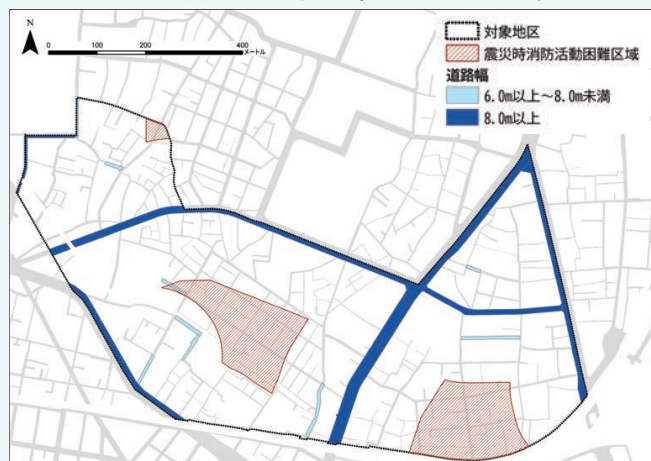
●防災まちづくり活動の支援

良好な市街地形成のための検討や、防災力の向上、事業推進に向けた協議会活動等を行っています。

ぼうさい豆知識

●「消防活動困難区域」ってなに？

連続性のある幅員6m以上の道路から140m以上離れた区域（消防ポンプ車からホースをつないでも届かない区域）をいいます。

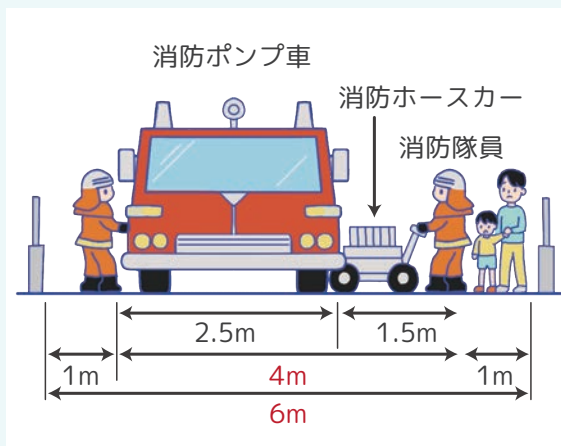


▲当地区内の消防活動困難区域

～消防活動困難区域と幅員6m道路～

●何で幅員6m以上あると良いの？

日常生活での交通の利便性や災害時の救助活動、避難の観点から、幅員6m以上の道路が望ましいとされています。



▲幅員6mの道路イメージ

お問い合わせ先（事務局）

荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課

電話 03-3802-4319

FAX 03-3802-4104

荒川一・三・南千住一・五丁目地区におけるまちづくりについてはこちらから▶



【発行】

荒川一・南千住一・五丁目地区
防災まちづくり協議会

【編集】

荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課
（協力：株式会社地域計画連合）



荒川一・南千住一・五丁目地区防災まちづくり協議会を設立しました！

防災まちづくりの取り組みを進めてきた荒川一丁目・南千住一・五丁目の地域の皆さんと行政が協働で防災まちづくりを進める会議体として、令和7年6月27日に第1回となる『荒川一・南千住一・五丁目地区防災まちづくり協議会』を開催しました。本協議会では、防災性・住環境の向上に向けた活動を行っていきます。

第1回では、地区の課題とめざす姿について意見交換しました。当日のご報告については、中面に掲載しています。

防災まちづくり協議会の活動



まちづくりに必要な
協議や調査、企画立案



まちづくりの計画の
実現に向けた活動



まちづくりの広報や
普及・啓発活動



▲第1回の様子
（荒川区役所北庁舎にて）

～防災まちづくり協議会メンバー～

本地区内に土地・建物を所有する方・お住まいの方・働いている方で、

- 町会・商店会から推薦された方
 - 消防署の方
 - まちづくり活動に興味をお持ちで、公募された方
- などで構成

サテライト会員を募集します！

協議会は、アンケートの結果から参加者の多い平日の夜を基本として開催しますが、お仕事などで参加が難しい方を対象に協議会のサテライト会員を募集します。

サテライト会員とは、協議会の開催前に事務局から資料を送付し、ご意見シート等を提出することで、間接的に協議会にご参加いただく制度です。

以下の申込みフォームまたはお電話でお申込みください！

まちの防災について考えたい！

協議会に興味があるけど、
平日夜の参加は難しい



申込みフォームは
こちらから



第1回まちづくり協議会のご報告

第1回協議会では、3つのグループに分かれて地域としての防災性を高めるために、防災と住環境に関して地区が抱える課題を共有しましたので、その一部をご紹介します。



建て詰まりによる近くの建物への延焼が心配。長い時間をかけて解消していくしかないと思う。

1 班



道路上に花壇や不法投棄されたゴミなどがあり、災害時の消防活動の妨げになる可能性があるのでは危険だと思う。

道路が狭く、火災時に消防車が入ってこなかった場所がある。



現状の制限では、この地域に様々な用途の建物が建てられてしまう。建物の用途によっては、騒音や匂いの問題が出てくるため対策が必要だと思う。

2 班



ネオン広告のような目立つ看板は周りの住環境に合わない。



道路が狭いうえにセットバックが必要な建物は建替えが困難だと思う。路地の裏は接道が取れていない建物もある。

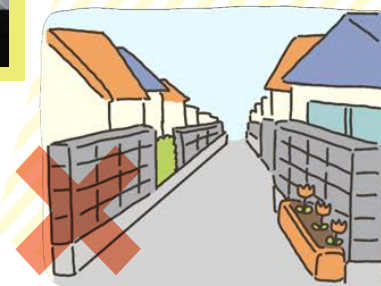


狭い道の沿道に大きな建物が建ってしまうと、火災が起きた時に混雑などによって逃げ遅れるのでは。

3 班



震災時、同時多発的に火災が起こることを想定すると消防車が通れる道路は重要



地区内には狭い道路が多いが、災害時にブロッカーが倒れると道路がより狭くなってしまうため、危険なブロッカーの改善が必要。

協議会の今後の予定

今後のまちづくり協議会では、第1回の検討結果を踏まえ、まちの住環境や防災性を維持・向上させていくための方法として、**まちづくりルール（地区計画）**を検討していきます。

まちづくりルール（地区計画）とは？

まちづくりルール（地区計画）は、新たに建物を建てる時に適用されるルールです

まちづくりルールで定められる内容（例）

- 建物の高さをおさえるルール
- 地域にふさわしくない用途の建物を防ぐルール
- 道路区域内の建築を防ぐルール
- 危険なブロック塀を防ぐルール …など

まちなみを整える

安全な道路空間をつくる



まちづくりルール（地区計画）の検討の流れ

まちづくりルールは、地区の実情や特徴に合わせて内容を定めるものです。そのため、地域の皆さんのご意見や意向を伺いながら、住民と行政が協働して検討していきます。

